

Weekly Report

第306号
平成27年3月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

4月から変わる主な制度（税制以外）

◎年金額の引上げ・・・27年度に支給される年金額は0.9%引上げられます。国民年金の場合、満額で月額65,008円（26年度比+608円）となります。

◎国民年金保険料の引上げ・・・27年度の保険料は、月額15,590円（26年度比+340円）となります。

◎在職老齢年金の支給停止調整変更額の引上げ・・・支給停止額を計算する際に用いる支給停止調整変更額が47万円（26年度は46万円）になります。

◎介護保険制度の改正・・・特別養護老人ホームの入所対象を要介護3以上に限定する等が実施されます。

◎子ども・子育て支援新制度・・・*認定こども園の普及、*少人数の子どもを保育する事業（地域型保育事業）の創設、等が実施されます。

◎パートタイム労働法の改正・・・正社員との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大する等が実施されます。

◎障害者雇用納付金制度の対象拡大・・・障害者

雇用納付金制度（法定雇用率の2.0%を下回る場合は納付金を納付し、超える場合は調整金が支給される制度）の適用対象が、常時雇用労働者数100人超の事業主（現行は200人超）に拡大されます。

◎有期雇用特別措置法・・・有期雇用契約が5年を超えて反復更新された場合の無期転換ルールについて、①高度な専門的知識などを持つ者、②定年後に継続雇用される高齢者を対象に、一定期間は無期転換申込権が発生しない特例が設けられます。

◎特許法等の改正・・・*書面審理による特許異議の申立て制度（特許公報発行から6ヵ月以内）の創設、*商標の保護対象に「動き」、「色彩のみ」、「音」などからなる商標を追加、等が実施されます。

事務所等の賃借に伴う礼金や敷金の取扱い

引越しなどで新たに事務所等を借りる際、礼金や敷金（保証金）、仲介手数料などを支払います。礼金は、繰延資産として取り扱われ、原則5年（契約期間が5年未満で、契約更新時に更新料等を支払う場合は、その契約期間）で償却します。ただし、金額が20万円未満の場合には、支出時に全額を損金算入することができます。

敷金や保証金は解約時に返還されるので資産計上しますが、契約により一部返還されないことが定められている場合、その部分は繰延資産として礼金と同様の取扱いになります。

なお、不動産業者に支払う仲介手数料は、支出時に全額損金算入できます。

★★★4月のチェックポイント★★★

※1月に住民税の「給与支払報告書」を提出後、退職などで4月1日現在在職していない社員は「給与所得者異動届出書」を、4月15日（水）までに市町村へ提出します。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。

※振替納税をご利用の方、所得税は4月22日（水）、個人消費税は24日（金）が振替日です。

※協会けんぽの新保険料率は、例年より1ヵ月遅い4月分（5月納付分）からとなります。